

型式番号	依頼者	種別	型式	適合年月日	有効期限の 終期日 (※注)
鑑認放第 20～1号	TOA株式会社	スピーカー	複合型 (1W・S級、3W・M級、10W/30W・L級)	H20.1.7	H30.1.6
鑑認放第 20～2号	日本インターフォン 株式会社	非常電話	AC100V	H20.3.5	H25.3.4 型式有効期 間終了
鑑認放第 20～3号	日本ビクター 株式会社	スピーカー	コーン型 (1W・M級、3W/6W・L級) 音響パワーレベル88dB	H20.5.28	H30.5.27
鑑認放第 20～4号	株式会社 白寿生科学研究所	スピーカー	セラミック型(7W・S級)	H20.7.9	H30.7.8
鑑認放第 20～5号	沖電気防災 株式会社	非常電話	AC100V	H20.10.16	H30.10.15
鑑認放第 20～6号	日本ビクター 株式会社	スピーカー	コーン型 (1W/3W/6W・L級) 音響パワーレベル92dB	H20.11.11	H30.11.10
鑑認放第 20～7号	TOA株式会社	スピーカー	コーン型 (5W/10W/15W/20W/30W・L級)	H20.11.21	H25.11.20
鑑認放第 20～8号	TOA株式会社	スピーカー	コーン型 (0.8W・S級、1.5W・M級、3W/6W・L級)	H20.11.21	H25.11.20
鑑認放第 20～9号	TOA株式会社	スピーカー	コーン型 (0.8W・M級、1.5W/3W/6W・L級)	H20.11.21	H25.11.20
鑑認放第 20～10号	TOA株式会社	スピーカー	コーン型 (3W/5W/10W/15W・L級)	H20.11.21	H25.11.20
鑑認放第 20～11号	日本電音株式会社	増幅器及び操作部	AC100V、最大120W	H20.11.21	H30.11.20
鑑認放第 20～12号	日本電音株式会社	遠隔操作器	DC24V	H20.11.21	H30.11.20
鑑認放第 20～13号	日本ビクター 株式会社	スピーカー	コーン型 (1.5W/2.5W/5W/15W・L級) 音響パワーレベル92dB	H20.12.15	H30.12.14

※注 型式認定又は型式変更認定を受けた日から5年の有効期限を経過し、かつ、更新手続きがされなかった型式は、「型式有効期間終了」と表示します。これらの型式は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の個別認定を受け、合格表示を受けることはありません。いずれの型式についても、既に設置され又は個別認定を受け合格表示が行われたものは、個別認定時において基準への適合性が確認されており、適正な設置及び維持管理がされていれば、「型式有効期間終了」による使用への影響はありません。

型式番号	依頼者	種別	型式	適合年月日	有効期限の 終期日 (※注)
鑑認放第 14～206～3号	TOA株式会社	増幅器及び操作部	AC100V、最大1080W	H20.1.18	H25.1.17
鑑認放第 14～207～3号	TOA株式会社	増幅器及び操作部	AC100V、最大360W	H20.1.18	H25.1.17
鑑認放第 14～207～4号	TOA株式会社	増幅器及び操作部	AC100V、最大360W	H20.1.30	H25.1.29
鑑認放第 14～200～1号	日本ビクター株式会社	増設用増幅器	AC100V、最大2880W	H20.4.4	H25.4.3
鑑認放第 16～13～1号	日本ビクター株式会社	増幅器及び操作部	AC100V、最大2880W	H20.4.4	H25.4.3
鑑認放第 14～142～1号	日本電音株式会社	スピーカー	ホーン型 (1W/2.5W/5W・L級)、 音響/パワーレベル109dB	H20.8.20	H25.8.19
鑑認放第 14～143～1号	日本電音株式会社	スピーカー	ホーン型 (2.5W/5W/10W・L級)、 音響/パワーレベル108dB	H20.8.20	H25.8.19
鑑認放第 14～147～1号	日本電音株式会社	スピーカー	ホーン型 (2.5W/5W/10W・L級)、 音響/パワーレベル108dB	H20.8.20	H25.8.19
鑑認放第 14～213～1号	TOA株式会社	スピーカー	コーン型 (3W/5W/10W/20W・L級)、 音響/パワーレベル (ミュージックモード87dB/ アナウンスモード97dB/ ローアッテネーションモード88dB/ ローカットモード88dB)	H20.9.2	H25.9.1
鑑認放第 14～267～1号	ニッタン株式会社	非常電話	AC100V	H20.10.2	H25.10.1
鑑認放第 14～305～1号	東芝ライテック株式会社	非常電話	AC100V	H20.11.14	H25.11.13

※注 型式認定又は型式変更認定を受けた日から5年の有効期限を経過し、かつ、更新手続きがされなかった型式は、「型式有効期間終了」と表示します。これらの型式は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の個別認定を受け、合格表示を受けることはありません。いずれの型式についても、既に設置され又は個別認定を受け合格表示が行われたものは、個別認定時において基準への適合性が確認されており、適正な設置及び維持管理がされていれば、「型式有効期間終了」による使用への影響はありません。